

# 日本労働組合評議會

## 大阪地方評議會規約

### 評議會

#### 第一章 名稱及目的

第一條 本評議會は日本労働組合評議會大阪地方評議會と稱す。

第二條 本評議會は大阪地方に於ける日本労働組合評議會加盟組合の地方的行動を統一し共通の事務及問題を處理し以て日本労働組合評議會の宣言綱領並に決議の遂行を計るを以て目的とする。

#### 第二章 組織

第三條 本評議會は大阪地方に於ける日本労働組合評議會加盟の組合が以て組織し事務所を大阪に置く。

第四條 本評議會加盟組合は本評議會が相応認めらる理由あるに非ざれば脱落するを得ず。

第五條 本評議會の加盟組合にして日本労働組合評議會が脱落したる時は本評議會の資格を消失したる所とする。

第六條 本評議會加盟の組合にして本評議會の目的、規約、及決議に違反したる時は本評議會から脱落を勧告する事あるべし。

本評議會が爲したる前項の勧告に異議ある時は中央委員會に審議を求む事を得。

第七條 本評議會に左の権限を置く。

一大台會 二、評議委員會 三、執行委員會 四、専門部

第八條 大會

一、大會は本評議會の最高機關とする。

二、大會は毎年日本労働組合評議會大會の直後に開催し會長を當選する。

三、大會は左の要件に對し選出されたる議員を以て構成す。

四、評議委員執行委員、各専門部長各組合代表者は選舉を要せずして大會に出席することを得、但し發言権のみ有す。

五、大會は代議員總數の三分の二以上出席するに非ざれば成立す。

第九條 評議委員會

一、評議委員會は大會から大會までの決議機關にして毎月同一回會長之を召集し執行委員會又は評議委員三分の一以上の請求ありたる場合は臨時評議委員會を開催する。

二、評議委員會は加盟組合選出の評議委員及執行委員を以て構成し執行委員は發言権のみを有す。

三、評議委員は左の割合を以て組合より選出す。

武百名未満 壱名 武百名未満 武百名未満

千名未満 叁名 武千名未満 四名

武千名以上を名を増す毎に壹名を増す。

#### 第十條 執行委員會

一、執行委員會は大會に於て選出したる執行委員によつて構成す。

二、執行委員會は大會及評議委員會の決議を執行す。

三、執行委員會は緊急必要ある場合に大會及評議委員會の決議を經ずして執行するゝものとす。

但し大會及評議委員會の事後承認を要す。

四、執行委員會は必要に應じて主事之を召集す。

第十一條 専門部

一、執行委員會の下に左の部門を置き執行委員を各部長に任す。

二、組織宣傳部

三、教育部

四、執行委員會は評議委員會の承認を経て之を定む。

五、専門部の細則は評議委員會の承認を経て之を定む。

六、専門部の事務執行に付ての責任は執行委員會之を負ふ。

七、專門部の事務執行に付ての責任は執行委員會之を負ふ。

八、政治部

九、審議部

十、調査部

十一、企劃部

十二、人材部

十三、財政部

十四、幹部会

十五、幹部会

十六、幹部会

十七、幹部会

十八、幹部会

十九、幹部会

二十、幹部会

二十一、幹部会

二十二、幹部会

二十三、幹部会

二十四、幹部会

二十五、幹部会

第一條 本規約は大正十四年六月九日より之を實施す。